
「自主規制会議規則」等の一部改正について

日証協・平 20. 3. 28

本協会では、自主規制会議、規律委員会及び外務員等規律委員会における議事について、特別委員会委員の議決に関する文言の明確化を図るため、自主規制会議規則等の一部を改正することといたしました。

本改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「自主規制会議規則」等の一部改正について

平成20年3月28日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

自主規制会議、規律委員会及び外務員等規律委員会における議事について、特別会員委員の議決に関する文言の明確化を図るため、自主規制会議規則、規律委員会規則及び外務員等規律委員会規則について、以下のとおり改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

自主規制会議規則、規律委員会規則及び外務員等規律委員会規則

特別会員委員の議決に関する文言の明確化を図ることとする。

(自主規制会議規則 第7条第3項を改正)

(規律委員会規則及び外務員等規律委員会規則 それぞれ第8条第2項を改正)

III. 施行の時期

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

以 上

「自主規制会議規則」の一部改正について

平成 20 年 3 月 28 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(議決) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 特別会員委員は、1 個の議決権を有する。ただし、<u>会員のみが行うことのできる</u>有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事の場合及び自主規制会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。 4 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。	(議決) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 特別会員委員は、1 個の議決権を有する。ただし、<u>会員のみに係る</u>有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事の場合及び自主規制会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。 4 (省 略)

「規律委員会規則」の一部改正について

平成 20 年 3 月 28 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(議決) 第 8 条 (現行どおり) 2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。ただし、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者又はこれに準ずる者である委員及び臨時委員は、<u>会員のみが行うことのできる有価証券の売買その他の取引等に関する議事</u>の場合は、議決権を有しない。 3 } (現行どおり) 4 } 付 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。	(議決) 第 8 条 (省 略) 2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。ただし、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者又はこれに準ずる者である委員及び臨時委員は、<u>会員のみに係る有価証券の売買その他の取引等に関する議事</u>の場合は、議決権を有しない。 3 } (省 略) 4 }

「外務員等規律委員会規則」の一部改正について

平成 20 年 3 月 28 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(議決) 第 8 条 (現行どおり) 2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。ただし、特別会員の役員又は従業員である委員及び臨時委員は、<u>会員のみに</u><u>行うこと</u><u>のできる</u>有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合は、議決権を有しない。 3 } 4 } (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。	(議決) 第 8 条 (省 略) 2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。ただし、特別会員の役員又は従業員である委員及び臨時委員は、<u>会員のみに</u><u>係る</u>有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合は、議決権を有しない。 3 } 4 } (省 略)